

貸付事業に関する



Q&A

Q 完了報告書の提出について教えてください。

A 普通貸付(120万円を超える貸付金または、既に借り受けた普通貸付金の未償還金との合算額が120万円を超えることとなる貸付金)、住宅貸付および災害貸付の借受人は、当該貸付の対象とした事由が完了したときは、完了報告書(細様式第5号)に次表の書類を添付し、それぞれの提出時期に所属所長を経由して理事長に提出しなければなりません。

ただし、敷地購入(抵当権を設定する貸付に限る。)の場合にあつては、当該敷地の移転後直ちに抵当権設定の登記を行った土地登記簿謄本および抵当権設定契約証書を所属所長を経由して理事長に提出するものとし、当該敷地上に住宅を建築したときは、完了報告書に次表の書類(所有権移転後の土地登記簿謄本を除く。)を添付し、所属所長を経由して理事長に提出していただくことになります。

貸付けの種類	事由	添付書類		提出時期
普通貸付	自動車等の購入	費用支払いに係る領収書の写しおよび検査証(250cc以下の二輪の小型自動車にあつては原動機付自転車申告済証又は軽自動車届出済証)の写し		貸し付けた日から30日以内
	その他	費用支払いに係る領収書の写し		
住宅貸付	住宅の新築増築、改築又は修理	抵当権を設定しない場合	1. 工事完了後の写真(貸付申込時と同角度より撮影のもの) 2. 建物登記簿謄本(修理の場合を除く。) 3. 住民票(貸付申込時において、当該住宅に居住していなかった場合に限る。)	工事完了後直ちに
		抵当権を設定する場合	1. 工事完了後の写真(貸付申込時と同角度より撮影のもの) 2. 土地登記簿謄本 3. 建物登記簿謄本 4. 住民票(貸付申込時において、当該住宅に居住していなかった場合に限る。) 5. 抵当権設定契約証書(注1)	
	住宅の購入	抵当権を設定しない場合	1. 所有権移転後の建物登記簿謄本(土地付住宅購入の場合は、所有権移転後の建物および土地登記簿謄本) 2. 住民票	所有権移転後直ちに
		抵当権を設定する場合	1. 所有権移転後の建物および土地登記簿謄本 2. 住民票 3. 抵当権設定契約証書(注1)	
	住宅の敷地の購入	抵当権を設定しない場合	1. 所有権移転後の土地登記簿謄本および当該敷地上に建築された建物登記簿謄本 2. 住民票	建物の所有権登記完了後直ちに
		抵当権を設定する場合	1. 所有権移転後の土地登記簿謄本および当該敷地上に建築された建物登記簿謄本 2. 住民票 3. 抵当権設定契約証書(注1)	
災害貸付	住宅又は住宅の敷地に係る災害	前記住宅貸付の事由に該当する書類(敷地の修復については、住宅貸付における住宅の修理に同じ。)		前記住宅貸付の事由に該当する時期
	家財に係る災害	費用の支払いに係る領収書の写し		貸し付けた日から30日以内
在宅介護対応住宅貸付	前記住宅貸付の事由に該当する書類		前記住宅貸付の事由に該当する時期	
退職派遣者の借換貸付	1. 金融機関が発行した借用証書の写し又は領収書等の写し 2. 抵当権設定契約証書		貸付後直ちに	

(注1)法務局のオンライン庁にインターネットで登記申請した場合は、抵当権設定契約証書には法務局の受付印が押されないため、この場合は、「登記識別情報(登記申請後、法務局より発行)」も添付してください。

※完了報告と申込みの内容が相違しているとき、または、完了報告書の提出がなされないときは、貸付けを取り消し当該借受人に対し、未償還元利金の即時償還をしていただくことになります(奈良県市町村職員共済組合貸付規則第16条第4項)ので、完了報告書は必ず提出くださいますようお願いいたします。